



許可番号第05120004828号

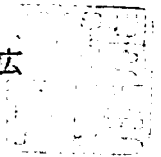
産業廃棄物処分業許可証



住所 札幌市西区二十四軒4条2丁目2番1号
氏名 札幌第一清掃 株式会社
代表取締役 笠野 博史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 令和 5年 9月19日
許可の有効年月日 令和12年 9月18日

1 事業の範囲

- (1) 溶融・固化
廃プラスチック類
- (2) 破碎・選別
廃プラスチック類
- (3) 選別
廃プラスチック類

- (4) 選別
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず

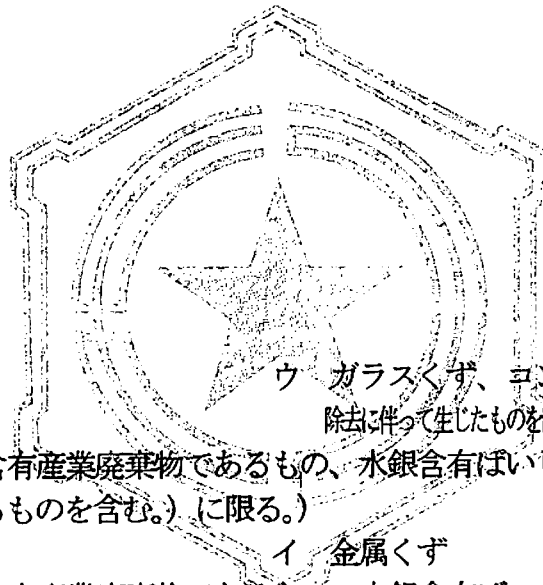
- (5) 選別（廃乾電池（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）
 - ア 汚泥
 - イ 金属くず

- (6) 破碎（廃蛍光管（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず

- (7) 選別（廃OA機器、廃家電（家電リサイクル法対象品目は除く。）等に限る。）
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず
 - ウ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず

- (8) 選別（木製パレット、建設系廃材等に限る。）
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 紙くず
 - ウ 木くず
 - エ 繊維くず
 - オ 金属くず
 - カ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず
 - キ がれき類

- (9) 圧縮
廃プラスチック類



上記1(1)~(4)及び(7)~(9)については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
(1) 溶融固化施設	西区発寒 10 条 12 丁目 1 番 1 号	1 号機 令和 元年 19 月 18 日	0.8 t/日
		2 号機 平成 24 年 12 月 15 日	0.4 t/日
(2) 破碎・選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	4.5 t/日
(3) 選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	16 t/日
(4) 選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	40 t/日
(5) 選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	0.6 t/日
(6) 破碎施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	2.56 t/日
(7) 選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	4.5 t/日
(8) 選別施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 5 月 27 日	14 t/日
(9) 圧縮施設	西区発寒 13 条 12 丁目 1 番 1 号	平成 22 年 7 月 14 日	0.92 t/日

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 9 月 19 日 新規許可

平成 11 年 9 月 19 日 更新許可

平成 15 年 6 月 9 日 変更許可 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの破碎、選別の追加)

平成 16 年 9 月 19 日 更新許可

平成 18 年 1 月 17 日 変更許可 (汚泥、金属くずの選別の追加)

平成 21 年 5 月 27 日 変更許可 (上記 1 の (8) の追加)

平成 21 年 9 月 19 日 更新許可

平成 22 年 7 月 14 日 変更許可 (上記 1 の (9) の追加)

平成 28 年 9 月 19 日 更新許可

令和 5 年 9 月 19 日 更新許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。